

医心 伝心

医師の働き方改革が施行されて

富山県医師会副会長 南里 泰弘

医師の働き方改革が2024年4月より施行された。勤務医の健康を守ることを第一に時間外労働が規制されることとなるが、これは医師だけでなく医療以外の全職種において施行されたものである。医師においては、時間外労働が年間960時間内のA水準の医療機関と1860時間までのB・C水準の医療機関に分けられた。どちらも月に100時間を超える時間外があると医師の面談が義務づけられており、精神面、体調面等において問題がないかチェックがかかることになっている。厚労省をはじめとして、日本医師会・富山県医師会も勤務医の健康維持には十分な注意をはらい、病院の管理者、事務長だけでなく若手の医師に対しても制度の理解を得られるようにいろいろな取り組みを行ってきた。

そこで、富山県医師会では半年が経過したこの時点において、実際に制度が潤滑に施行されているのかを検証することが必要と考え、勤務医および医療機関にアンケート調査を行った。医療機関において「月100時間を超えた場合の面接はすべて行われているか」の質問に対して、勤務医からは「行われていない」といった回答があった。また、時間外労働について「自己研鑽とされたことに納得がいかない」と回答した勤務医は14人で54%であった。さらに、宿日直許可を取得している医療機関において「通常と同様な業務を行いほとんど寝ていない」と回答した勤務医は43人、46%も見られた。一方、宿日直中に通常と同様な業務を行った際の時間外手当を払っていない医療機関が10施設28%もあった。これらの結果から、いまだ医師の働き方改革の制度が十分に機能していないだけでなく、逆に働き方改革の名のもとで宿日

直の時間外労働が搾取されている事実が浮き彫りになった。

富山県医師会では富山県医療勤務環境改善支援センターを医師会館内に設置している。勤務医の皆さん方は臆することなく、勤務時間、勤務環境等について少しでも疑問、納得がいけないことがあればぜひ相談していただきたい。医師の働き方改革を勤務医の勤務環境改善へ前向きな改革ととらえて活用していただきたいものである。当センターでは平日月曜から金曜の午前9時から午後5時まで社会保険労務士の方々に駐在していただき相談できる体制をとっている。まだまだ若い勤務医の中には制度そのものを理解していない方もおられますので、富山県医師会はこれまで以上に周知を徹底していきたいと考えております。富山県医師会は会員の半数以上が勤務医となった今、開業医、勤務医と共に地域医療を守りながら勤務医の健康も十分に守っていく所存であります。

最後に、今年度も富山県医師会では富山県医学会を12月1日(日)午前9時から午後4時までを予定して開催いたします。富山県医学会は医師のみならず、医療機関に働くすべての方々の医療に係る発表の場であります。口演とポスターによる発表は専門知識を得るだけでなく、専門外の知識を学ぶいい機会でもあり、他医療機関の取り組みを知る絶好の機会でもあります。ぜひとも多くの医療機関の皆様方に参加して富山の医療を知っていただければと願っております。今回はランチセミナーとして弁護士宗像雄先生に医療倫理についてお話をさせていただきます。専門医共通単位の医療倫理が取得できますので、多くの先生方の参加をお待ちしております。